

在外国民皆さんの大いなる関心と参加が必要です。

在外選挙案内文《第 31 号》



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2011. 8. 31.

☎ 82-2-503-0648

FAX 82-2-507-4352

国外不在者申告手続き

◆ 国外不在者申告対象

- 住民登録がされたり、国内居所申告をした人として外国で投票しようとする選挙権者
例) 不在者投票期間開始日前に出国して選挙日後に帰国が予定された人、外国に留まったり居住して選挙日まで帰国しない人
- 国内居所申告をした在外国民は国内‘選挙人名簿’に登載されるので別途の申告手続きをしなくても国内で投票ができる。

◆ 国外不在者申告手続き

- 大統領選挙と任期満了に伴う国会議員選挙(比例代表+地域区)を実施時
- 国外不在者申告期間(選挙日前 150 日から選挙日前 60 日まで)
 - ▶ 第 19 代国会議員選挙:2011.11.13.～ 2012.2.11.
- 国内に居住する人は市長・郡守・区庁長に、外国に留まったり居住する人は公館(どの公館でも可能)を経由して市長・郡守・区庁長に‘国外不在者申告書’提出(郵便申告可能)、申告書に旅券写本添付
- 市長・郡守・区庁長は選挙日前 49 日から 40 日までの 10 日間、国外不在者申告書により‘国外不在者申告人名簿’作成
- 市長・郡守・区庁長などは選挙日前 39 日から 5 日間、国外不在者申告人名簿を閲覧できるようにし、名簿に対する異議申請を受ける。
※閲覧確認可能インターネット ホームページ:市庁・郡庁・区庁、行政安全部



在外選挙関連資料は在外選挙ホームページ(<http://ok.nec.go.kr>)を参考にして下さい!